

(照会先)
 社会保険庁総務部職員課
 課長 三枝 寛(内 3521)
 上席調査官 川井 史明(内 3522)
 電話直通 03(3595)2709

平成18年8月28日
 社会保険庁

国民年金保険料の免除等に係る不適正な事務処理に関する処分について

社会保険庁の職員が行った国民年金保険料の免除及び猶予に係る不適正な事務処理については、本年8月3日に調査結果（第3次調査報告書）及び処分の基本方針を公表し、処分手続を進めてきたところであるが、本日付で、不適正な事務処理に関与した職員及びその監督者である職員1,752人の処分を行った。

法令等に反する事務処理が全国各地で行われていたことは、社会保険事業に対する国民の信頼を著しく損ねるものであり、極めて遺憾なこととして今回の事態を深く反省するとともに、心からお詫びを申し上げる。

今後、このような事態を二度と生じさせることのないようにするためにも、各般にわたる再発防止のための取り組みに迅速に着手する。

また、職員一丸となって、業務改革、意識改革及び組織改革を一層進めるなど、不退転の決意により、国民の信頼回復に最善を尽くす所存である。

○国民年金保険料の免除等に係る不適正な事務処理に関する被処分者数

(行為時の所属ベース) (単位:人)

	停職	減給	戒告	訓告	厳重注意	合計
本庁		1		7		8
事務局・事務所	6	80	82	215	1,361	1,744
合計	6	81	82	222	1,361	1,752

(注1)処分事由に該当するが、既に退職しているため処分できない者は、上記以外に112人おり、処分を受けたとした場合の給与減額相当分について自主返納を求める。

(注2)京都社会保険事務局における不適正な免除等事務処理に係る被処分者8人については、平成18年3月31日付で処分済である。

1 本庁職員に対する処分（8人）

（1）行為者に対する処分

処分量定	職　名	被処分者数
減給 1月(1/10)	運営部年金保険課国民年金事業室長	1人
訓　告	運営部年金保険課国民年金事業室国民年金収納対策官、同室国民年金収納対策専門官 社会保険業務センター相談業務課長	3人
合　　計		4人

（2）監督者に対する処分

処分量定	職　名	被処分者数
訓　告	社会保険庁長官、社会保険庁次長、運営部長、 運営部年金保険課長	4人

2 社会保険事務局・社会保険事務所職員に対する処分（1,744人）

（1）行為者に対する処分

処分量定	職　名	概　要
停職 2月	前静岡社会保険事務局長 (現：庁総務部付)	処理類型（1）主導、処理類型（2）黙認、 虚偽報告等
	大阪社会保険事務局年金部長	処理類型（1）主導、処理類型（2）主導、 報告怠慢、全国の1/3を超える大量の不適正 処理発生を主導
停職 1月	前埼玉社会保険事務局長 (現：庁総務部付)	処理類型（1）追認、処理類型（2）主導、 処理類型（I）主導、虚偽報告
	埼玉社会保険事務局年金課長	処理類型（1）主導、処理類型（2）主導・ 実行、処理類型（D）主導、処理類型（I） 主導
	前三重社会保険事務局長 (現：庁総務部付)	処理類型（1）主導、処理類型（I）主導、 虚偽報告
	前大阪社会保険事務局年金部 年金調整課長 (現：年金管理課長)	処理類型（1）主導、処理類型（2）指示・ 遂行、処理類型（I）主導、全国の1/3を超 える大量の不適正処理発生を主導
小　　計		6人

（注）処理類型については、別紙参照

処分量定		被処分者数
減 給	減給 8 月 (1/10)	2 人
	減給 6 月 (1/10)	1 人
	減給 5 月 (1/10)	5 人
	減給 4 月 (1/10)	9 人
	減給 3 月 (1/10)	20 人
	減給 2 月 (1/10)	17 人
	減給 1 月 (1/10)	26 人
	小 計	80 人
戒 告		82 人
懲戒処分合計		168 人

処分量定		被処分者数
訓 告		170 人
厳 重 注 意		1, 262 人
矯正措置合計		1, 432 人

(注) 退職者は、含めていない。既に、退職しているため処分ができない67人については、処分を受けたとした場合の給与減額相当分について自主返納を求める。

(2) 監督者に対する処分

処分量定		被処分者数
訓 告		45 人
厳 重 注 意		99 人
合 計		144 人

(注) 退職者は、含めていない。既に、退職しているため処分ができない45人については、処分を受けたとした場合の給与減額相当分について自主返納を求める。

3 今後の対応について

(1) 再発防止策

- 今般の事案発生を踏まえ、以下の業務改革や職員の意識改革を更に進める。
 - ① 法令に基づいて業務を行う「法令遵守の意識の徹底」
 - ② 統一的で詳細な業務マニュアルや情報共有システム等を整備し、事務局・事務所独自の判断による事務処理を行わないようする「業務の標準化・統一化の徹底」
 - ③ 異常な入力記録について監視するためのシステムの開発、免除等申請書の入力等の共同事務センターへの完全集約（受付と入力処理の分離）、窓口装置からの直接入力原則禁止など「事務処理のシステム的なチェック機能の整備」
 - ④ 外部人材の登用、不適正処理の是正を重視する監察方式の実施など「監察部門の機能強化」
 - ⑤ 地方社会保険事務局のブロック化や本庁の体制強化など「ガバナンスを強化するための組織改革」
 - ⑥ 地方組織の幹部職員に有能な職員を育成・選抜して広域人事で登用する「能力重視の広域人事等の断行」

(2) 今後の人事政策への反映

- 従来の組織体質を改めるとともに、全ての職員に対して、法令を遵守の上、業務成績の向上等を図るための奮起を促すべく、今回、行為者として処分される者に関する人事上の対応方針については、次のとおりとし、処分後速やかに人事異動を行う。
 - ① 処分を受けた全ての職員について、平成18年度中は昇任・昇格を行わない。
 - ② 処分を受けた事務所長以上の幹部職員のうち、懲戒処分を受けた者については、現在の管理職のポストから異動させる。
 - ③ 事務所長以上の幹部職員で懲戒処分を受けた者のうち、法令違反を主導したことに加え、本庁が行った累次の調査に対する虚偽報告や調査怠慢があった者については、降任・降格人事を行う。
なお、これらの者については、今回の人事異動後の勤務状況等を厳正に評価した上で、その後の処遇に反映する。
 - ④ 不適正事案を主導した事務所課長以上の事務所管理職員についても、「②及び③」に準じた人事上の対応を行う。その他の事務所課長以上の事務所管理職員であって、処分を受けた者については、平成19年度の定期異動の時期に当たる者であっても、原則、人事を凍結する。
 - ⑤ 平成20年10月に発足予定のねんきん事業機構の職員の任用に当たっては、今回の処分を重視しつつ、勤務成績に基づき厳正に判断する。

所属別被処分者数(行為時)

(単位:人)

所 属	行 為 者						監 督 者			合 計 ①+②
	停 職	減 紿	戒 告	訓 告	厳 重 注意	小 計 ①	訓 告	厳 重 注意	小 計 ②	
北海道		3	5	1	20	29	2	8	10	39
青 森		2	3	8	10	23	2	1	3	26
岩 手						0			0	0
宮 城		1	1	2	9	13	1	4	5	18
秋 田		1			2	3	2		2	5
山 形					3	3		5	5	8
福 島		1	3	1	17	22	1	6	7	29
茨 城		1	7	7	84	99			0	99
栃 木			1	1	7	9	1	2	3	12
群 馬		1	3		12	16	2	4	6	22
埼 玉	2	4	3	7	39	55	2		2	57
千 葉		7	2	5	19	33		1	1	34
東 京		5	2	3	45	55	3	5	8	63
神 奈 川			6	3	8	17	1		1	18
新潟			1	4	25	30	3	4	7	37
富 山						0			0	0
石 川			1	1	4	6		2	2	8
福 井					4	4		7	7	11
山 梨		2			1	3	2		2	5
長 野		1			15	16		2	2	18
岐 阜		4	1	3	46	54	1	1	2	56
静 岡	1	8	2	14	52	77	1	2	3	80
愛 知		3	6	7	82	98		7	7	105
三 重	1	2	4	10	14	31	1		1	32
滋 賀			3	1	24	28		1	1	29
京 都			2	2	12	16		3	3	19
大 阪	2	16	11	42	346	417	7	2	9	426
兵 庫		3	5	9	101	118	2	3	5	123
奈 良		1			4	5	2		2	7
和 歌 山						0			0	0
鳥 取						0			0	0
島 根					2	2		3	3	5
岡 山				1	3	4		3	3	7
広 島					4	4		2	2	6
山 口					3	3			0	3
徳 島						0			0	0
香 川						0			0	0
愛 媛		1	2	6	31	40	3	6	9	49
高 知		2		3	61	66			0	66
福 岡					5	5		5	5	10
佐 賀		2	2	2	23	29		1	1	30
長 崎		5	1	7	13	26		2	2	28
熊 本			4	7	65	76		1	1	77
大 分						0			0	0
宮 崎					2	2			0	2
鹿 児 島		1		6	19	26	3	5	8	34
沖 繩		3	1	7	26	37	3	1	4	41
本 庁		1		3		4	4		4	8
合 計	6	81	82	173	1,262	1,604	49	99	148	1,752

(注) 所属は行為時の所属である。

被処分者(減給及び戒告)一覧

処分量定	行為当時の所属		行為当時の職名
減給(8月)	兵庫	尼崎社会保険事務所	所長
	沖縄	浦添社会保険事務所	所長
減給(6月)	愛媛	松山東社会保険事務所	所長
減給(5月)	青森	弘前社会保険事務所	所長
	大阪	天王寺社会保険事務所	所長
		今里社会保険事務所	所長
		城東社会保険事務所	所長
	長崎	長崎社会保険事務局	局長
減給(4月)	青森	青森社会保険事務所	所長
	茨城	水戸南社会保険事務所	業務次長(国民年金担当)
	群馬	前橋社会保険事務所	所長
	千葉	千葉社会保険事務局	年金課長
	静岡	浜松東社会保険事務所	所長
	大阪	大阪社会保険事務局	国民年金対策官
		堺東社会保険事務所	所長
		東大阪社会保険事務所	所長
	高知	高知社会保険事務局	局長
減給(3月)	福島	平社会保険事務所	所長
	埼玉	浦和社会保険事務所	所長
	山梨	竜王社会保険事務所	国民年金業務課長
	長野	伊那社会保険事務所	所長
	岐阜	岐阜社会保険事務局	年金課長
	静岡	静岡社会保険事務局	年金調整官
		三島社会保険事務所	所長
	大阪	大阪社会保険事務局	課長補佐
		福島社会保険事務所	所長
		市岡社会保険事務所	所長
		今里社会保険事務所	所長
		貝塚社会保険事務所	所長
		堺西社会保険事務所	所長
		八尾社会保険事務所	所長
	兵庫	兵庫社会保険事務局	年金課長
	長崎	長崎社会保険事務局	年金課長
		長崎北社会保険事務所	所長
		諫早社会保険事務所	所長
	沖縄	コザ社会保険事務所	所長

※ 監督者を除く。

処分量定	行為当時の所属		行為当時の職名
減給(2月)	北海道	北海道社会保険事務局	年金課長
		苫小牧社会保険事務所	国民年金第二課長
	宮城	石巻社会保険事務所	所長
	千葉	千葉社会保険事務局	局長
	東京	中野社会保険事務所	所長
			次長
	山梨	竜王社会保険事務所	専門官
	岐阜	岐阜社会保険事務局	局長
		大垣社会保険事務所	所長
			国民年金保険料課長
	静岡	静岡社会保険事務所	所長
		沼津社会保険事務所	所長
	三重	三重社会保険事務局	年金課長
	大阪	大阪社会保険事務局	専門官
	兵庫	兵庫社会保険事務局	年金課長
	佐賀	佐賀社会保険事務局	年金課長
	鹿児島	鹿屋社会保険事務所	所長
減給(1月)	本府	運営部年金保険課国民年金事業室	室長
	北海道	札幌東社会保険事務所	所長
	秋田	鷹巣社会保険事務所	所長
	埼玉	大宮社会保険事務所	所長
		所沢社会保険事務所	所長
		春日部社会保険事務所	所長
	千葉	千葉社会保険事務局	次長
		佐原社会保険事務所	所長
		千葉社会保険事務所	所長
			業務次長
		幕張社会保険事務所	所長
	東京	日本橋社会保険事務所	所長
		中野社会保険事務所	国民年金保険料課長
		墨田社会保険事務所	所長
	静岡	静岡社会保険事務局	年金課長
			国民年金対策官
		掛川社会保険事務所	所長
愛知	熱田社会保険事務所	所長	
	名古屋北社会保険事務所	所長	
	刈谷社会保険事務所	所長	
	三重	三重社会保険事務局	国民年金対策官
	大阪	大手前社会保険事務所	次長
奈良	奈良社会保険事務所	所長	

処分量定	行為当時の所属		行為当時の職名
減給(1月)	高知	高知社会保険事務局	次長
	佐賀	佐賀社会保険事務所	所長
	長崎	長崎社会保険事務局	次長
	沖縄	那覇社会保険事務所	所長
戒告	北海道	釧路社会保険事務所	所長
		小樽社会保険事務所	所長
		北見社会保険事務所	所長
			国民年金第一課長
			専門官
	青森	青森社会保険事務局	局長
			次長
		弘前社会保険事務所	国民年金第一課長
	宮城	石巻社会保険事務所	国民年金保険料課長
	福島	東北福島社会保険事務所	所長
		相馬社会保険事務所	所長
		会津若松社会保険事務所	所長
	茨城	茨城社会保険事務局	局長
			次長
		水戸南社会保険事務所	所長
		水戸北社会保険事務所	国民年金業務第一課長
		土浦社会保険事務所	業務次長
		下館社会保険事務所	所長
			業務次長(国民年金担当)
	栃木	宇都宮東社会保険事務所	所長
	群馬	群馬社会保険事務局	年金課長
		前橋社会保険事務所	国民年金第一課長
		高崎社会保険事務所	国民年金第一課長
	埼玉	埼玉社会保険事務局	国民年金対策官
			専門官
		春日部社会保険事務所	業務次長(国民年金担当)
	千葉	千葉社会保険事務所	国民年金業務第二課長
		木更津社会保険事務所	所長
	東京	杉並社会保険事務所	所長
		上野社会保険事務所	所長
	神奈川	小田原社会保険事務所	所長
		川崎社会保険事務所	所長
		高津社会保険事務所	所長
		平塚社会保険事務所	所長
		厚木社会保険事務所	所長
		横須賀社会保険事務所	所長

処分量定	行為当時の所属		行為当時の職名
戒告	新潟	新潟西社会保険事務所	所長
	石川	金沢南社会保険事務所	所長
	岐阜	岐阜社会保険事務局	専門官
	静岡	清水社会保険事務所	所長
		浜松西社会保険事務所	業務次長(国民年金担当)
	愛知	愛知社会保険事務局	国民年金対策官
		瀬戸社会保険事務所	所長
		豊橋社会保険事務所	所長
		岡崎社会保険事務所	所長
		一宮社会保険事務所	所長
		豊田社会保険事務所	所長
	三重	尾鷲社会保険事務所	所長
		津社会保険事務所	所長
		四日市社会保険事務所	所長
		伊勢社会保険事務所	所長
	滋賀	滋賀社会保険事務局	局長
		彦根社会保険事務所	所長
		草津社会保険事務所	所長
	京都	中京社会保険事務所	所長
		京都西社会保険事務所	所長
大阪	大阪	大阪社会保険事務局	局長
		大手前社会保険事務所	所長
			次長
	堺	堺江社会保険事務所	国民年金課長
		淀川社会保険事務所	所長
		今里社会保険事務所	国民年金課長
	堺	堺東社会保険事務所	所長
			次長
		堺西社会保険事務所	国民年金業務課長
	豊中	豊中社会保険事務所	所長
		守口社会保険事務所	所長
兵庫	兵庫	兵庫社会保険事務局	国民年金対策官
		須磨社会保険事務所	所長
			非常勤職員
	明石	明石社会保険事務所	所長
		加古川社会保険事務所	所長
	愛媛	宇和島社会保険事務所	係長
		松山東社会保険事務所	国民年金保険料課長
	佐賀	武雄社会保険事務所	所長
		唐津社会保険事務所	所長

処分量定	行為当時の所属		行為当時の職名
戒告	長崎	佐世保社会保険事務所	所長
	熊本	熊本社会保険事務局	局長
			年金課長
		熊本西社会保険事務所	業務次長
		八代社会保険事務所	専門官
	沖縄	石垣社会保険事務所	所長

処理類型	不適正処理の内容
(1)	個々人の申請の意思を確認しないまま免除等の承認手続きを行ったもの
(2)	電話等により、個々人の申請意思を確認して、職員が申請書を代筆し、免除等の承認手続きを行ったもの
(A)	資格喪失事由が無いにもかかわらず資格喪失処理を行ったもの。
(B)	法律で規定された範囲を超えて遡及免除を行ったもの。
(C)	職員が申請書の代筆をするのみならず、手持ちの印鑑で押印をしたもの。
(D)	全額免除、半額免除又は若年者納付猶予の申請書の提出があった者に対し、申請書に記載された希望項目以外の処理をしたものであって、電話等で申請者の申請意思を確認した旨の記録が残されていないもの
(E)	前年度に免除となっていた外国人が、新年度の免除の申請をする前に帰国してしまった場合に、帰国により資格喪失するまでの期間を、申請書なしに免除の処理をしたもの
(F)	個々人の申請意思を確認しないまま半額免除の承認手続を行ったもの
(G)	電話等により、個々人の申請意思を確認して、半額免除の承認手続を行ったもの
(H)	学生納付特例において、申請者が学生であることの確認を行っていないことが明らかであるもの
(I)	不在者登録処理を行う必要のない者に対して納付率引上げのために不在者登録処理を行ったもの
(J)	免除等申請に係る所得基準の審査を誤ったもの

国民年金保険料の免除等に係る不適正処理 に関する処分についての考え方

1 処分の対象

- (1) 平成17年度における申請免除及び若年者納付猶予事務に当たり、本人から申請書の提出がないにもかかわらず行った免除等の事務処理。(国民年金保険料の免除等に係る事務処理に関する第3次調査報告書のI1の不適正処理類型(1)及び(2))
- (2) 平成17年度の国民年金の事務処理のうち、不適正な納付率操作(いわゆる分母対策)等を目的として行った事務処理等。(同第3次調査報告書のII1(1)に記載の各事案)

2 処分の量定

(1) 行為者処分

① 不適正処理の類型

- 不適正処理の類型ごとに、法令違反の程度及び納付率操作の意図の有無によって非違行為の度合(非違度1から非違度3)を設定。

・ 基準非違度^(注1)

処理類型	事象	基準 非違度	考え方
(1)(F)(H) ^(注2)	申請意思の確認なく免除処理	3	・法律の規定に違反するもので、重大かつ明白な瑕疵(申請そのものがない。)があるため無効。 ・明らかに納付率操作のために行われたもの。
(2)(G)(H)	電話等で申請意思を確認し免除処理	1	・省令の規定に違反するものであるが、違反の程度が形式的な手続違反に止まるもの(申請意思の確認はしているが、申請書に必要とされている自署又は記名押印がない。) ・本人の申請意思は確認した上でのことではあるが、納付率操作の要素あり。
(A)	事由なく資格喪失処理	3	・法律の規定に違反するもので、重大かつ明白な瑕疵(資格があるにもかかわらず資格喪失処理)があるため無効。 ・明らかに納付率操作のために行われたもの。
(B)	16年度分を16年7月まで遡及して免除処理	2	・法律の規定に違反するもの(改正法の施行が平成17年4月であることから、同年5月以降の申請は、同年4月までしか遡れない(17年4月の申請は同年3月まで遡ることができる))。 ・本人からの申請書の提出はある。 ・16年度分の遡及であるため、過年度(16年度)の納付率のみ影響。
(D)	希望項目以外で免除認定(半額免除)	1	・違反のレベルは、行政手続上の補正不備に止まるもの。 ・半額免除については、納付率引き上げの意図が明確とまでは言えないが、実際の承認区分との関係において必ずしも申請者の意思が推察されない。
(E)	帰国した外国人に対し免除処理	2	・法律の規定に違反するもので、重大かつ明白な瑕疵(申請そのものがない)があるため無効。 ・海外在住のため納付書の発行も督促もできないことから、本来、別区分管理すべきところを免除処理したものであり、納付率操作のために行ったとは考えられない。
(I)	必要のない不在者登録処理	2	・違反のレベルは、通知に定める管理区分違反に止まるものであるが、違反度は事由に該当しないにもかかわらず、不在者登録を悪用したものであり重大。 ・明らかに納付率操作のために行われたもの。
(J)	免除等申請の所得要件の審査誤り	— ^(注3)	・法律の規定に違反するものであるが(所得要件を満たしていない)、故意ではなく過失によるもの。(重大な事務処理誤り。) ・過失によるものであるため、納付率操作のためとは言えない。

(注1) 基準非違度は、「基準非違度3」が最も非違度のレベルが高い。

(注2) 処理類型の(C)「申請書への押印」については、「(1)(F)(H)」又は「(2)(G)(H)」に包含した上で、別途量定を加算する。

(注3) 処理類型(J)は事務処理誤りのため、別途、処分量定を定める。

② 行為の内容

- 不適正行為の内容を、「主導」、「追認・黙認」、「指示遂行」及び「実行」の4パターンに区分し、「指示遂行」を100とした場合の行為別の加重度合を設定。

・ 行為別加重度合

不適正行為	主導 (注1)	追認・黙認 (注2)	指示遂行 (注3)	実行 (注3)
加重度合	200	150	100	50

(注1)「主導」とは、不適正処理を決定、了承及び教唆した場合をいう。

なお、行為者が自らの判断により、不適正処理を実行した場合も「主導」とする。

(注2)「指示遂行」とは、上司の命を受け、不適正処理の実行を指示した場合をいう。

(注3)「実行」とは、指示を受けて行った、不適正な電話勧奨、申請書の作成・代筆、WMの入力及びOCR転記等の実行行為をいう。

③ 職員の職責

- 「事務所長」を100とした場合の職責別の加重度合を設定。

・ 職責別加重度合

役職	事務局			事務所 所長 (注3)	社会保険事務所		
	事務局長 (注1)	課長 クラス (注2)	国民年金 対策官		業務次長 クラス (注4)	課長 クラス (注5)	その他 (注6)
加重度合	200	150	100	100	75	50	37.5

(注1)「事務局長」には、事務局次長を含む。 (注2)「課長クラス(事務局)」には、年金調整官を含む。 (注3)「事務所所長」には、事務局上席監察官及び事務所次長を含む。 (注4)「業務次長クラス」には、事務局課長補佐及び副主幹クラスを含む。

(注5)「課長クラス(社会保険事務所)」には、事務局係長及び各専門官を含む。 (注6) 事務所係長、主任、一般職員である。

④ 処分量定の算出

- 不適正事務の処理類型ごとの「基準非違度」に、「行為別加重度合」及び「職責別加重度合」を乗じて、非違度のポイントを算出する。

なお、不適正な事務の処理件数が多い場合等は、更に一定割合を乗じるものとする。

- 処理類型ごとの非違度のポイントを合算し、合算ポイントに応じ、不適正事務についての処分量定を算出する。

- 報告違反があれば、内容、時期等に応じて、下表に該当する量定を不適正事務についての処分量定に加重し、処分量定を決定する。

・ 報告違反にかかる処分量定

調査日・報告状況		クラス	事務局長	所長 (局)年金課長	事務所課長	備考
平成18年 3月13日	報告怠慢 ^(注1)	厳重注意(文書)	厳重注意(口頭)	一		・ 不適正処理類型(1)-①に 限る。 ・ 不適正処理類型(1)-①に 限る。
	虚偽報告	訓告	厳重注意(文書)	厳重注意(口頭)		
5月18日	報告怠慢	訓告	厳重注意(文書)	厳重注意(口頭)		・ 不適正処理類型(1)-①に 限る。 [加重] ・ 長官あてに報告書提出(有印) ・ 第1次調査報告として公表 (5/29)
	虚偽報告	戒告	訓告	厳重注意(文書)		
5月27日 (全国局長会議)	報告怠慢	戒告	訓告	厳重注意(文書)		[加重] ・ 長官あてに報告書提出(有印) ・ 第1次調査報告として公表 (5/29)
	虚偽報告	減給 2月 ^(注3)	減給 1月	戒告		
6月 8日	報告怠慢	減給 1月	戒告	訓告		
	虚偽報告	減給 3月	減給 2月	減給 1月		
6月 9日 (全件調査)	報告怠慢	減給 2月	減給 1月	戒告		
	虚偽報告	減給 4月	減給 3月	減給 2月		

(注1) 「報告怠慢」とは、特段の事由がなく、事実関係の調査が不十分または誤解等により適切な報告がなされなかつたものという。

(注2) 本庁からの調査指示が不十分であったため、処理類型(1)-①の事象に係る報告に限り対象とする。

(注3) 減給の減額率は、それぞれ10分の1とする。

(2) 監督者処分等

不適切な対応のあった本庁の職員についても、状況に応じた処分を行う。

また、併せて、本庁及び地方庁の監督者に対し、監督責任を問う。

なお、地方庁の監督者に係る処分は、処分対象となる不適切な処理行為を行った当時における事務局長、次長及び年金課（部）長とする。また、事案の発生した事務所については、所長及び国民年金を担当している次長（担当次長が設置されていない事務所にあっては管理担当次長。）を処分対象とする。

○ 処分量定の算出方法

最終的な処分量定については、府内に設置されている「社会保険庁懲戒審査委員会」において、①不適正処理の類型 ②行為の内容 ③職員の職責 ④非違行為の結果・影響等を考慮して、総合的に判断される。

$$\left\{ (\text{①基準非違度}) \times (\text{②行為別加重度合}) \times (\text{③職責別加重度合}) \right\} \times (\text{件数加算}) = (\text{④不適正処理に係る処分量定})$$

(注1)

(注2)

$$\left[\begin{array}{l} \text{④不適正処理に係る} \\ \text{処分量定} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{報告違反に係る} \\ \text{処分量定} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{その他の加算要素} \\ \text{に係る処分量定} \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{監督責任に係る} \\ \text{処分量定} \end{array} \right] = \text{処分量定(案)}$$

(注1) 免除等申請書の審査誤りに係る処分量定を含む。

(注2) 不適正処理の実施に当たり、京都事案公表後に類似の不適正処理を実行している場合及び是正措置の状況等により別途量定が加算される。

○ 例えば、処理類型(1)及び(2)の不適正処理を、事務局長が主導して実施し、虚偽報告(5/27)があった場合であって、処理類型(2)に10%の件数加算がある場合の量定。

$$((1)\text{の基準非違度}) \quad (\text{行為別加重度合}) \quad (\text{職責別加重度合}) \quad ((2)\text{の基準非違度}) \quad (\text{件数加算}) \quad (\text{不適正処理に係る処分量定})$$

$$(3 \times \frac{200}{100} \times \frac{200}{100}) + (1 \times \frac{200}{100} \times \frac{200}{100}) \times 1.1 = 16.4$$

$$(\text{不適正処理に係る処分量定}) \quad (\text{報告違反に係る処分量定}) \quad (\text{監督責任に係る処分量定}) \quad (\text{処分量定(案)})$$

$$\text{減給 6 月} + \text{減給 2 月} + \text{厳重注意(文書)} = \text{減給 8 月}$$

(注) 処理類型(1)及び(2)以外の不適正処理に係る監督責任である。